

新生活特集

住所を変更したら必ず届出が必要です

住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となっています。

住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。

【住民異動届】

届出名		届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から 本町へ住所を 移したとき	実際に住み始めた日 (異動日) から14日以内 ※異動日より前に届出する ことは出来ません	・マイナンバーカード (お持ちの方) ・届出人の本人確認ができるもの (運転免許証など) ・転出証明書 (前住所地で発行。転出届を オンラインで完了された方は不要)
転出届	本町から 他の市区町村へ 住所を移すとき	転出する前または 転出した日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの (運転免許証など) ◎マイナンバーカード (有効な署名用電子証 明書が搭載されているもの) をお持ちの方は、 来庁不要のオンライン申請ができます。
転居届	町内で住所を 移したとき	実際に住み始めた日 (異動日) から14日以内 ※異動日より前に届出する ことは出来ません	・マイナンバーカード (お持ちの方) ・届出人の本人確認ができるもの (運転免許証など)

※本人、同一世帯員以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※届出期間内に届出が提出されなかった場合や虚偽の届出をされた場合は、
5万円以下の過料 (住民基本台帳法第52条) の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

▶受付場所=住民課窓口

▶受付時間=午前8時30分～午後5時15分 (木曜日のみ午後7時まで)
土日、祝日、年末年始は除く

※3月～4月は住民異動に関係する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。



▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎0285 (56) 9125

国民健康保険加入者へ



【転出や転居をする方】

国民健康保険資格確認書またはマイナ保険証をお持ちください。

なお、転出する方は、転出日以降に上三川町の国民健康保険資格確認書等を使わないようご注意ください。

【大学、高校などに進学するため転出する方】

学生用の上三川町の資格確認書（マル学資格確認書）または資格情報のお知らせを交付しますので、次の書類を持参してください。

- ・資格確認書またはマイナ保険証
- ・在学証明書（入学前の場合は、合格通知書または入学許可証）の原本

国民健康保険は、住所地で加入することが原則ですが、修学のため町外に転出し転出前に属していた世帯と生計が同一の場合は、上三川町の国民健康保険に継続して加入し、マル学被保険者となります。

国民健康保険税は、これまでどおり転出前の世帯主に課税されます。

【老人ホームや障がい者施設などに入所するため転出する方】

そのまま上三川町の国民健康保険を使用する場合がありますので、ご相談ください。

○後期高齢者医療制度加入者へ

県外へ転出する方は、栃木県後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証を持参してください。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎0285 (56) 9134

国民年金保険料の学生納付特例制度のご案内

【学生納付特例とは】

日本に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金を受給するために必要な受給資格期間に含まれますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額には反映しません。そのため、将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためには、10年間のうちに保険料を納付（追納）することができる仕組みがあります。なお、保険料の後払い（追納）は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。

【申請に必要なもの】

基礎年金番号通知書

学生であることを確認できる書類（学生証など）

【提出先】

住民課国保年金係または宇都宮西年金事務所

【申請上の注意】

新年度の申請受付は4月からです。



▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎0285 (56) 9134

宇都宮西年金事務所 ☎028 (622) 4281